

○損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準 新旧対照表

改正前	改正後
<p>損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準</p> <p>第一 総括的事項</p> <p>一 定義</p> <p><u>2</u> 本基準における用語の使用については、<u>1</u>に定めるもののほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第394号。以下「令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の例による。</p> <p><u>1</u> 本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 民法法人</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人をいう。</p> <p>(8) 会社法法人 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき設立され法人をいう。</p> <p>(9) 要償還債務 出資法人等の債務（第二の二の3(9)により自己資本とみなすものを除く。）の総額をい</p>	<p>損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準</p> <p>第一 総括的事項</p> <p>一 定義</p> <p><u>1</u> 本基準における用語の使用については、<u>2</u>に定めるもののほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第394号。以下「令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の例による。</p> <p><u>2</u> 本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に基づき設立された法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人を含む。）をいう。</p> <p>(8) 会社法法人 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。</p> <p>(削除)</p>

う。

二～四 (略)

第二 地方公共団体の財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額の算定の基準

一 算定方式の区分

1 地方公共団体の法人への財政援助として金融機関等からの借入れ等の債務に対し、地方公共団体が損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額は、(1)又は(2)のいずれかの方法によって算定するものとする。

(1) 標準評価方式（次のイからハまでの方法を用いて算定する方式）

イ 財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法をいう。）

ロ 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法をいう。）

ハ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

(2) 個別評価方式（次のイからハまでの方法を用いて算定する方法）

イ 資産債務個別評価方式

ロ 経営計画個別評価方式

ハ 損失補償付債務償還費補助評価方式

2 (略)

二 標準評価方式

1・2 (略)

3 財務諸表評価方式

(1) 財務諸表評価方式とは、出資法人等を次のイからハまでの区分に分類し、(2)から(4)までに定める方法により、当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況、当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況等に応じ、当該出資法人等の損失補

二～四 (略)

第二 地方公共団体の財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額の算定の基準

一 算定方式の区分

1 地方公共団体の法人への財政援助として金融機関等からの借入れ等の債務に対し、地方公共団体が損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額は、(1)又は(2)のいずれかの方法によって算定するものとする。

(1) 標準評価方式（次のイ及びロの方式又はハの方式により算定する方式）

イ 財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法をいう。）

ロ 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法をいう。）

ハ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

(2) 個別評価方式（次のイからハまでのいずれかの方式により算定する方法）

イ 資産債務個別評価方式

ロ 経営計画個別評価方式

ハ 損失補償付債務償還費補助評価方式

2 (略)

二 標準評価方式

1・2 (略)

3 財務諸表評価方式

(1) 財務諸表評価方式とは、出資法人等を次のイからハまでの区分に分類し、(2)から(4)までに定める方法により、当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況、当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況等に応じ、当該出資法人等の損失補

らの補助金等の財政援助を経常収益に計上している場合にあつては、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除すること。

(イ) (略)

(ロ) 出資法人等以外の法人にも同様の条件で支出される補助金、介護保険給付費等

(ハ) 民法法人が地方公共団体による補助金等の交付業務を実質的に代行している場合における地方公共団体から民法法人に対する補助金等であつて、当該法人が第三者に分配又は交付することが予定されているもの

ハ 民法法人については、最新の公益法人会計基準に基づいて作成された財務諸表を用いることとし、正味財産増減計算書の当期経常増減額を経常損益として用いること及び貸借対照表の正味財産合計の額を純資産の額又は債務超過額として用いることを原則とする。地方公共団体からの補助金等の財政援助を一般正味財産増減の部の経常収益に計上している場合には、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除するものとする。

三 不動産の売買を主たる業務とする会社法法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いることができる財務諸表は、原則として販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて適切に強制評価減等の減損を行って作成されたものとする。ただし、これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について規則第4条第1項の規定に準じた評価を行い、未売出土地について規則第9条第2号算式の符号Eの例に準じた評価を行って貸借対照表上の純資

らの補助金等の財政援助を経常収益に計上している場合にあつては、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除すること。

(イ) (略)

(ロ) 出資法人等以外の法人にも同様の条件で支出される補助金、介護保険給付費等

(ハ) 一般社団法人等が地方公共団体による補助金等の交付業務を実質的に代行している場合における地方公共団体から一般社団法人等に対する補助金等であつて、当該法人が第三者に分配又は交付することが予定されているもの

(削除)

ハ 不動産の売買を主たる業務とする 法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いることができる財務諸表は、原則として販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる 会計の基準に基づいて適切に評価 を行って作成されたものとする。ただし、これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について規則第4条第1項の規定に準じた評価を行い、未売出土地について規則第9条第3号算式の符号Eの例に準じた評価を行って貸借対照表上の純資

産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとする。

ホ 不動産の売買を主たる業務とする民法法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いることができる財務諸表は、販売を目的として所有する資産について最新の公益法人会計基準に基づいて適切に強制評価減等の減損を行って作成されたものに限る。ただし、これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について規則第4条第1項の規定に準じた評価を行い、未売出土地について規則第9条第2号算式の符号Eの例に準じた評価を行って貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとする。

ハ (略)

(9)～(11) (略)

4～6 (略)

7 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

(1) 出資法人等が地方公共団体から補助金又はこれに類する財政支援(損失補償、出資又は貸付けを除く。)を受けていない場合において、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(平成19年金融庁告示第28号)に定める適格格付機関の依頼格付を取得している場合にあつては、当該格付けに基づき、損失補償付債務の債務区分を分類することができる。

産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとする。

(削除)

ニ (略)

(9)～(11) (略)

4～6 (略)

7 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

(1) 出資法人等が地方公共団体から補助金及びこれに類する財政支援(損失補償、出資及び貸付けを除く。)のいずれをも受けていない場合において、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(平成19年金融庁告示第28号)に定める適格格付機関の依頼格付を取得している場合にあつては、当該格付けに基づき、損失補償付債務の債務区分を分類することができる。

この場合において、当該出資法人等の債務の全額に損失補償を付している場合における債務区分は別紙3に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙3に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

(2) 出資法人等が地方公共団体から損失補償、出資又は貸付けのほか、補助金又はこれに類する財政支援を受けていない場合において、次のイから

ハまでに定めるものから当該イからハまでに定める格付けを取得している場合には、当該格付けに基づき、損失補償付債務の債務区分を分類することができる。この場合において、債務区分の分類は当該法人の債務の全額に損失補償を付している場合における債務区分は別紙4に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙4に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

イ 株式会社格付投資情報センター 中堅企業格付け

ロ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ 日本 SME 格付け

ハ 株式会社日本格付研究所 取引先財務力評価サービス

三 個別評価方式

1～3 (略)

4 経営計画個別評価方式とは、出資法人等が地方公営企業に準ずる第三セクターである場合において、次の(1)又は(2)により算定した額を損失補償債務等負担見込額とする方式をいう。

(1)・(2) (略)

5 (略)

この場合において、当該出資法人等の債務の全額に損失補償を付している場合における債務区分は別紙3に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙3に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

(2) 出資法人等が地方公共団体から損失補償、出資及び貸付けのほか、補助金及びこれに類する財政支援のいずれをも受けていない場合において、次のイから

ハまでに定めるものから当該イからハまでに定める格付けを取得している場合には、当該格付けに基づき、損失補償付債務の債務区分を分類することができる。この場合において、債務区分の分類は当該法人の債務の全額に損失補償を付している場合における債務区分は別紙4に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙4に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

イ 株式会社格付投資情報センター 中堅企業格付け

ロ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ 日本 SME 格付け

ハ 株式会社日本格付研究所 JCR 中堅・中小企業格付け

三 個別評価方式

1～3 (略)

4 経営計画個別評価方式とは、出資法人等が地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人である場合において、次の(1)又は(2)により算定した額を損失補償債務等負担見込額とする方式をいう。

(1)・(2) (略)

5 (略)

四 (略)

第三 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償債務等負担見込額の算定の基準

1 公的保証機関の保証債務（以下「公的信用保証」という。）に係る損失補償債務等負担見込額は、当該年度の前年度の末日における損失補償債務の残高に平均残存年数を乗じた額に、当該年度の前年度の損失補償実行率（当該年度の前年度において地方公共団体が当該公的保証機関に損失補償金として支払った額から精算金額として返戻された額を控除した純計による額を当該年度の前年度の末日の損失補償債務の残高で除して得た値）を乗じた額とする。

2～4 (略)

第四 (略)

附 則

1 平成 20 年度における損失補償債務等負担額の算定におい

ては、不動産の売買を主たる業務とする法人であって販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる企業会計の基準又は最新の公益法人会計基準に基づいて適切に強制評価減等の減損を行って作成された財務諸表がない出資法人等であって、将来負担比率の公表までに第二の二の 3(8)ニただし書又はホただし書の調整を行うことができないものは、調整することができなかった土地の価額について調整前の価額を用いた財務諸表に基づき区分を評価することができるものとする。この場合、債務区分は、C（地方団体要支援債務）又はC（地方団体要支援債務）よりも算入率の高い債務区分に分類しなければならない。

2 平成 20 年度における損失補償債務等負担額の算定におい

ては、民法法人が改正前の公益法人会計基準に基づいて財務諸表を作成することについてやむを得ない事情がある場合にあっては、経常損益は当期正味財産増減額とし、純資

四 (略)

第三 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償債務等負担見込額の算定の基準

1 公的保証機関の保証（以下「公的信用保証」という。）に係る損失補償債務等負担見込額は、当該年度の前年度の末日における損失補償債務の残高に平均残存年数を乗じた額に、当該年度の前年度の損失補償実行率（当該年度の前年度において地方公共団体が当該公的保証機関に損失補償金として支払った額から精算金額として返戻された額を控除した純計による額を当該年度の前年度の末日の損失補償債務の残高で除して得た値）を乗じた額とする。

2～4 (略)

第四 (略)

附 則

(削除)

(削除)

産の額又は債務超過額は貸借対照表の正味財産によること
ができるものとする。

(新設)

1 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する
法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十二
条第二項に規定する特例民法法人をいう。）にあつては、
財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、最新の公益法人会
計基準に基づいて作成された財務諸表を用いることとし、
正味財産増減計算書の当期経常増減額を経常損益として用
いること及び貸借対照表の正味財産合計の額を純資産の額
又は債務超過額として用いることを原則とする。地方公共
団体からの補助金等の財政援助を一般正味財産増減の部の
経常収益に計上している場合には、経常損益の計算上、経
常収益の額から当該財政援助の額を控除するものとする。

別紙4 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

	株式会社格付投資情報センター 中堅 企業格付け	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティ ングズ・サービス 日本SME格付け	株式会社日本格付研究所 JCR中堅・ 中小企業格付け
A 正常償還見込債務	bbb以上	bbb以上	bbb以上
B 地方団体要関与債務	bb以上	bb以上	bb以上
C 地方団体要支援債務	b以上	b以上	b以上
D 地方団体実質管理債務	ccc以上	ccc以上	ccc以上
E 地方団体実質負担債務	ccc以上	ccc以上	c～cc以上